

## 日野市とKDDI株式会社の

### 社会課題解決型モデル事業の共創に関する連携協定

日野市（以下「甲」という。）とKDDI株式会社（以下「乙」という。）は、乙が提供するスキルシェアサービス「トクイのカケハン」（以下「本サービス」という。）を利用した日野市で実施する官民連携による社会課題解決型モデル事業（以下「モデル事業」という。）の実施について、相互に連携して取り組み、甲の市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に緊密に連携することにより、双方が有する人的・物的資源を有効に活用し、先端技術を活用したより豊かで便利な未来志向のまちづくりに協働して取り組むことにより、もって社会課題の解決を促すとともに、甲の市民サービスの向上に資することを目的とする。

#### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を通じてモデル事業に取り組むものとする。

- （1）シェアリングエコノミーの推進に関すること
- （2）地域活性化に関すること
- （3）前各号の目的を達成するために必要な取り組みに関すること
- （4）その他、甲及び乙の合意の下、甲乙双方にて取り組みが必要と認められる事項

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、前項各号の具体的な取り組み内容及び実施方法については、甲乙協議の上、項目の趣旨を踏まえ取り組み毎に別途取り決めるものとする。

#### （市民との協働）

第3条 甲及び乙は、前条各号の推進にあたっては、対象となる地域の市民や地域団体との連携、協働により進めていくものとする。

#### （確認事項）

第4条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること、又は乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

#### （報告）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の遂行状況について、本協定の実現、履行のために合理的に必要と認められる範囲内において、相手方に報告するものとする。この場合において、報告の頻度、期限、方法及び内容その他の詳細については、甲乙間の合意により定めるものとする。

#### （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づくモデル事業の実施において知り得た相手方の情報（以下、「秘密情報」という。）について、本協定の履行の目的以外には使用してはならず、また、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 本協定の有効期間満了後も第1項は効力を有するものとする。

#### （複写及び保管等）

第7条 甲及び乙は、秘密情報に係る複写及び複製は、本協定の履行に係る必要な範囲で行い、善良な管理者の注意を持って管理し保管する。

#### （資料等の返還等）

第8条 甲及び乙は、相手方から秘密情報に関して返還の請求があった場合は、これを速やかに返還するか、又は相手方の指示に従って処分するものとする。

#### （有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から2020年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙が書面による解約の申し出を行わない場合は、有効期間が満了する日の翌日から1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 甲及び乙は、前項に定める有効期間内であっても、甲乙いずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

#### （疑義の解決）

第10条 本協定に定める事項及び本協定に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名をして、各自その1通を所持するものとする。

2019年（令和元年） 8月 1日

甲 東京都 日野市神明1丁目12番地の1  
日野市

日野市長 **大坪冬彦**

乙 東京都 千代田区飯田橋3-10-10

KDDI株式会社

理事

商品・CS 統括本部 副統括本部長

兼 商品企画本部長 **山田靖久**